

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆営業税から増値税への転換の地域的試行における非居住企業の企業所得税に関する問題の公告（国家税務総局公告 2013年第9号，2013年2月19日公布）

最近、「営業税から増値税への改革」が開始された一部の地域から、非居住企業が取得する企業所得税法第3条第3項で規定された所得について増値税を納付する必要がある場合、企業所得税の計算・納付時に、契約価格を増値税を含まない価格に換算してから計算すべきか、という問題が提起された。

企業所得税法第19条第(1)項及び企業所得税法实施条例第103条によると、非居住企業の取得する企業所得税法第3条第3項規定の所得は、収入全額を課税所得額にしなければならないとされている。現行の増値税関連規定によると、増値税は外税方式であるため、企業所得税計算の際には、増値税を含まない収入全額を企業所得税の課税所得としなければならない。

具体例として、非居住企業と中国国内企業が特許

権使用契約（同契約は営業税から増値税への改革が開始される前は地方税務部門で営業税を納税する必要があったと仮定）を締結し、契約価格100万元、各税金は非居住企業が負担すると契約で規定されていた場合、増値税の適用税率を6%と仮定すると、同国内企業の非居住企業が源泉徴収すべき企業所得税額計算方法は以下の通りとなる。

▶ 課税所得額 = $100 / (1 + 6\% \text{ (増値税率)}) = 94.34$ (万元)

▶ 企業所得税額 = $94.34 \text{ (課税所得額)} * 10\% \text{ (企業所得税率)} = 9.434$ (万元)

「営業税から増値税への改革」試行業務が円滑に進むよう、特に上記問題が公告にて明確にされている。

☆国外図書印刷受託業務における増値税の税率の適用に関する問題の公告（国家税務総局公告 2013年第10号，2013年2月22日公布）

一、本公告公布の背景

このほど一部地域より、印刷企業の受託した国外図書印刷に関する増値税の適用税率に係る問題の明確化が提起された。増値税暫定条例によると、図書については、13%の増値税率が適用される。《増値税一部貨物徴収範囲の注釈》（国税発 [1993] 151号）によると、図書とは国家新聞出版署が承認した出版企業が出版、国際標準図書番号を採用し編集された書籍及び図面を指す。国外図書は「国家新聞出版署が承認した出版企業が出版」したものではないため、国外図書の増値税率を13%とするかは各税務機関で意見が異なっており、このたびの提起を受けて当局において明確化されることとなった。

二、国外図書の印刷受託業務に13%の増値税率を適用するのはなぜか？

印刷企業が国外図書の印刷業務を受託するフローは以下の通りである。

印刷企業は、まず国外企業から委託を受け、国家

新聞出版主管部門に印刷受託の申請を行い、承認を受けた後、用紙等の材料を購入して図書の印刷を行い、最後に印刷受託業務の完了した当該図書全部を輸出する。新聞出版総署によると、国家新聞出版主管部門は国外図書の印刷受託業務の承認を行う際、国内出版企業による出版図書の審査と同様、図書の内容を厳格に検査するものであり、両者の承認内容及び目的は同一のことである。国家税務総局の立場からは、「国家新聞出版主管部門の承認を経た印刷受託業務」と「国家新聞出版署の承認を経た出版企業による出版」は、いずれも主管部門の厳格な審査を経ており、また、国外図書も国際標準図書番号を採用している。したがって、印刷企業が印刷業務受託につき、国家新聞出版主管部門の承認を経て印刷し、国際標準図書番号を採用する国外図書は、「図書」に属し、その増値税率は13%を適用すべきである。

三、公告では最後に「これまでに発生したが未処理

Topics

の事項は、本公告に基づき執行することができる」と規定されているが、何故このような規定が設けられたのか？どのように理解するのか？

公告執行日以前においては、地域ごとにその理解と執行基準が異なっている可能性がある。しかし、一般的には「法の不遡及」の原則に従い、これまでに発生し、かつ処理した事項について、再度調整を加えない。しかしながら、同時に、上述の問題提起

を行った税務機関は、国内印刷企業の受託した国外図書に関する増値税の適用税率を確定できず、既に発生した納税事項に対して、本公告公布前には処理が行われなかった。当該期間の処理方法を明確にする必要があるため、公告では「これまでに発生したが未処理の事項は、本公告に基づき執行することができる」と明確にされている。

☆〈営業税から増値税への転換の地域的試行期間における航空運輸企業に係る増値税徴収管理暫定弁法〉公布の公告（国家税務総局公告 2013年第11号，2013年3月12日公布）

一、〈弁法〉制定の背景

《財政部、国家税務総局による中国東方航空公司総機構の地域的試行納税者に係る増値税計算納付暫定弁法に関する通知》（財税 [2011] 132号）では、上海での営業税から増値税への改革試行期間における、中国東方航空公司総機構の増値税納税問題を明確にしている。営業税から増値税への改革試行地域の拡大後、試行地域に属する航空運輸企業の範囲が拡大したことを受け、航空運輸企業総機構・支機構の増値税納税方法の問題についてもさらなる明確化が必要となった。そこで、航空運輸業納税問題に関して明確にすべく、以下の3つの関連文書が公布された。

(1) 財政部及び国家税務総局発《総機構・支機構の地域的試行納税者に係る増値税の計算・納付に関する暫定弁法》：一般的に適用される政策規定として公布。

(2) 財政部及び国家税務総局発《一部の航空会社の総機構・支機構の地域的試行納税者に係る増値税の

計算・納付暫定弁法に関する通知》：航空運輸企業の総機構・支機構の名簿と税率問題の明確化を目的として公布。

(3) 国家税務総局公告《営業税から増値税への転換の地域的試行期間における航空運輸企業の増値税の徴収管理暫定弁法》：主に税収管理方面の問題の明確化を目的として公布。

二、〈弁法〉の適用範囲

本弁法は、財政部及び国家税務総局が承認し、《総機構・支機構試行納税者の増値税の計算納付暫定弁法》に基づき増値税を納付する航空運輸企業に適用される。

三、〈弁法〉の主要な内容

航空運輸企業に対する増値税計算・納付の問題の細分化のほか、〈弁法〉は、主に総機構・支機構の一般納税者の認定や、支機構の納税状況の伝達方法、総機構・支機構の納税期限、リスク防止等の具体的な税の徴収管理問題について明確にしている。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が公布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。